

平成27年度第1回大石田町入札監視委員会会議録（定例会議）

開催日時	平成27年5月26日（水）午前10時00分～11時00分
開催場所	大石田町役場 2階「庁議室」
出席委員	委員長 柴田 健一 委員 伊藤 三之 委員 吉田 郁夫 委員 鈴木 喜左夫
事務局出席者	二藤部総務企画課長、土屋企画財政主幹、佐藤主任
関係課出席者	間宮建設課長、八畝建設主幹、齋藤主任

議事概要

1. 開会 二藤部総務企画課長の進行で開会する。（午前10時00分）	
2. 委嘱状交付 交代した委員へ委嘱状の交付を行う。	
3. あいさつ 横山副町長が挨拶を行う。	
4. 委員長の選任 委員の互選により、委員長に柴田健一委員を選出した。	
5. 議題（委員長が議長となり、議事を進行する。）	
（1）建設工事等の入札・契約手続きの運用状況等について	
事務局	発注工事総括表及び発注事業一覧表、指名停止一覧表に基づき、平成26年10月から平成27年3月までに発注した工事、工事関係の業務委託、及び指名停止の状況について説明する。
（2）抽出事案の審議について	
抽出事案①：あったまりランド深堀地下オイル配管改修工事	
担当課	担当課である総務企画課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	一般的な工事内容だということですが、配管は新設管と既存管を組み合わせてやっております。経済的・効率的な設計となっておりますが、材料はどのように手配したのですか。
担当課	特殊なものではないので、請負業者が用意しました。
委員	このような工事では、部材の比率はどのくらいになるのですか。
委員	工事によるため一概には言えません。 ただし、特殊な工事だと、一般的な部材であっても配管工事を行った業者でないとなかなかできない場合があります。そうすると、随意契約というようなことにもなってきます。
委員	もともと建設当時にはどこの業者が請け負ったのですか。
担当課	建設当時に下請けで管工事を行ったのは、今回の落札業者です。
委員	現場に精通していないとできない工事もあると思います。随意契約の理由が成り立つのであれば、現場に精通している業者に請け負ってもらった方がいい場合もよくあると思います。

委員	この抽出事案について、工期が11月末から1月末となっており、この辺では非常に雪が多い時期であります。なぜこの期間なのですか。費用がかさむことを考慮して雪のない時期を選ばなかったのですか。
担当課	秋に定期点検を行って、その際に、本管が腐食していることが発見されました。突然腐食するわけではないので、昨年の報告などでもある程度の指摘は受けていたのですが、今回の指摘により改修工事を行わないとボイラーに支障をきたすなど大変な状況になるということになったので、至急予算化して工事を実施しました。工事を行った場所が庇の下であったので、雪があっても工事ができる場所でもありました。
委員	予算を執行するために遅い時期になって発注するような場合もあるかと思いますが、発注する時期について役所としては考える必要があると思います。
委員	定期点検を行った業者はどこ業者ですか。
担当課	今回の工事の請負業者です。
委員	配管が傷んでいることも分かっているので、その業者が改修工事を行えばよいのですが、随意契約ができない理由はあるのですか。
担当課	随意契約を行うことが有利であるという明確な理由が見つけられないためです。この業者しかできない、または、この業者が工事を請け負うことで安く発注できるなどといった明確な理由が見つけられなかったためです。
抽出事案②：町道白鷺線災害防除（雪崩予防柵設置）工事	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	工期が冬の期間となっておりますが、雪崩は冬に起きるものであります。このような工期設定になった理由と、災害防除工事について十分な調査を行って工法を決定したと思いますが、工法を決定した状況等を教えてください。
担当課	工期の設定についてですが、この工事の前段として、法枠の工事を県と町が発注しています。この工事は当初9月の完成予定で進めておりましたが、法面が何度も崩落を繰り返したため、その対策を行う関係で結果的に1月末まで工期が伸びました。10月に測量等を行い雪の状況を見て3月に予防柵を設置する予定でしたが、その前段の法枠工事が伸びたことで、雪崩予防柵設置工事を進めることができませんでした。さらに、法面の下にある道路も崩落しており、道路災害復旧工事を行っております。この2つの工事の影響で、このような工期となりました。平成26年度の繰越事業として現在工事を進めております。
委員	なぜ雪崩予防柵設置工事を冬の期間に行ったのかということについては、その前提となる法面工事に引き続き行う工事であるからということによろしいですか。
担当課	そうです。
委員	図面を見ると、道路は封鎖されているのですか。道路の実態はどうなっていますか。
担当課	通行禁止となっております。当初、法面が崩れたため、土嚢を設置して道路を保護していましたが、その後に道路が崩れました。現在も通行禁止となっております。崩落した道路の工事を行っていることで、その上下の作業が危険なため、現在、部材の発注はしておりますが、予防柵の設置については道路工事が終わってから行うこととなりますので、工期が若干伸びる予定です。

委員	指名業者は県内の大手業者ですが、どのような考えで指名業者を選定したのですか。
担当課	県の入札参加資格者名簿のAランクとなっている業者を選定しました。 Aランクの業者から実績のある業者を選定しました。
委員	指名通知から契約までの期間は特殊な工事には短くはありませんか。
委員	入札までの期間は規定に則って行われていると思います。
担当課	規定に基づいた閲覧期間は設定しており、また、フェンスの設置であるため特別難しい内容ではないと思います。
(3) その他	
委員	入札監視委員会のあり方についてですが、どのような点について入札を監視すべきでしょうか。
委員	いろいろな観点から入札をチェックしてほしいという目的で、各分野の専門家が委員として委嘱されているのでしょうか。
事務局	入札監視委員会が設置されてからは特に、職員は緊張感を持って入札の業務にあたっており、委員会を設置した効果が見えていると思います。
委員	入札監視についてのポイントは2つあると思います。 一つは、民間の業者の間で、公正で透明性を確保した入札が行われているかということ、もう一つは、官製談合などが行われていないかということ、これが大きなポイントだと思います。そのため、開かれた入札監視委員会が設置されているということは、町の入札のあり方として良いことだと思います。
6. その他	
事務局	次回の入札監視委員会については、開催日を決めさせていただき、11月18日(水)午前10時から開催いたします。 また、次回の事案抽出は、事務処理要領により委員長を除く委員の50音順となっていますので、鈴木委員になります。発注事業一覧表をまとめ次第お送りしますので、よろしくお願いいたします。
7. 閉会 (午前11時00分)	